

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

税理士法人トラスト
芳野 太郎

実務対応報告公開草案第52号についてのコメント

質問1～質問4について、独立した第三者評価機関の公正価値評価に基づき、公正価値相当額の金銭を対価として受け取って新株予約権を発行する取引であり、報酬性はないと考え、この提案に同意しない。

【理由】

公正価値での投資制度であり、報酬性はないと考える。

尚、業績条件を付加する発行会社の目的について、ASBJでは議論がなされていない点に疑問を感じる。

そもそも、ストック・オプションは、一般投資家からは「希薄化」という負のイメージを持たれることが多い。

確かに、業績が悪化していても、株価がなんらかの動きで上昇すると、一般的なストック・オプションでは付与対象者はキャピタルゲインを獲得できることがある。

しかし、業績条件のある有償新株予約権は、権利行使価格以上の株価の上昇のみならず、業績条件の達成・企業価値の実態の向上を伴った株価の上昇時のみしか権利行使ができないこととなるため、希薄化を懸念する株主に対して理解を得やすい。

従って、業績条件は、株主に対してその発行についての理解を得るために付している条件であるという側面が重要であり、この点について、ASBJでは議論がなされていない。

更に、目標とする業績条件の未達の場合には、取得者である役職員には損失が発生することになるため、業績目標に対するコミットメントを市場に示すことにもなり、この観点から従来のIRと比較して、より強いIR効果を期待して発行している面もある。

以上